

## ○大崎市空家バンク実施要綱

平成29年12月1日

告示第185号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎市における空家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため大崎市空家バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が居住を目的として建築し、おおむね年間を通して居住していない市内に存在する建物をいう。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権を有し、当該空家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 登録事業者 空家バンク事業者として登録し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を受け、県内において宅地建物取引業を営む事業者をいう。
- (4) 利用希望者 市内への定住を目的として登録物件の利用を希望する者をいう。
- (5) 空家バンク 空家の売買又は賃貸を希望する所有者等から登録事業者を介し、申込みを受けて登録された空家に係る情報を、利用希望者に対し提供する制度をいう。
- (6) 登録物件 登録事業者を通して、空家バンクへ登録を行った空家をいう。
- (7) センター 市への移住定住者の促進を図るために設置された、おおさき移住支援センターをいう。

(市の役割)

第3条 市の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 所有者等から空家バンクに登録したい旨の相談を受けたときは、センター及び登録事業者を紹介するものとする。
- (2) センターと連携し、移住定住の促進を図るものとする。

2 前項の規定は、空家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

(センターの役割)

第4条 センターの役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録物件に係る情報を利用希望者に提供するものとする。
- (2) 登録物件が存在する地域の情報収集を積極的に行い、利用希望者に提供するものとする。
- (3) 所有者等に対し、空家バンクに登録するように勧めるものとする。
- (4) 登録事業者に対し、空家バンクに登録を希望する物件の有無を随時照会し、空家バンク制度の拡充に努めるものとする。
- (5) 登録事業者と連携し、空家バンク制度の拡充に努めるものとする。

(登録事業者の募集)

第5条 市は、市の広報、ウェブサイト等を通し、空家バンクへ登録を希望する事業者を募集する。

(登録事業者の要件)

第6条 登録事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 県内に事業所を置いていること。
- (2) 国税又は地方税を完納していること。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平

成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が実質的に経営を支配している等市長が特に不適格と認める者でないこと。

(登録事業者の登録等)

第7条 空家バンクへ登録を希望する事業者は、大崎市空家バンク事業者登録申請書(様式第1号。以下「登録事業者申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該事業者を登録事業者として大崎市空家バンク事業者登録簿(様式第2号)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、登録事業者に大崎市空家バンク事業者登録書(様式第3号)により通知するものとする。

4 空家紹介に係る登録事業者の登録期間は、登録日から2年間とする。

5 登録期間が終了した登録事業者は、登録事業者申請書を提出し、再度登録を申請することができる。

(事業者登録内容の変更)

第8条 登録事業者は、前条第2項の規定による登録内容に変更があったときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(登録事業者の登録取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項の規定による登録を取り消し、大崎市空家バンク事業者登録取消通知書(様式第4号)により当該登録事業者に通知するものとする。

(1) 登録事業者から大崎市空家バンク事業者登録取消届出書(様式第5号)が提出されたとき。

(2) 内容を偽って申請したとき。

(3) その他市長が適当でないとしたとき。

(物件の登録等)

第10条 空家バンクに登録しようとする所有者等は、登録事業者と登録物件の売買又は賃貸借に係る仲介契約（以下「仲介契約」という。）を締結しなければならない。

2 前項の規定により仲介契約を締結した所有者等は、大崎市空家バンク登録申込書（様式第6号。以下「所有者等登録申請書」という。）を登録事業者を通し、センターに提出しなければならない。

3 センターは、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認め登録が完了したときは、当該所有者等に大崎市空家バンク登録完了書（様式第7号）を送付するものとする。

4 登録事業者は、前項の規定によらず、自らを取り扱う物件の中から空家バンクに登録を希望する物件に係る空家情報登録リスト（様式第8号）をセンターに提出することをもって登録することができる。

(登録事業者の役割)

第11条 登録事業者の役割は、次に掲げるものとする。

(1) 所有者等から所有者等登録申請書の提出があったときは、当該空家を調査し、売買又は賃貸借が可能と認められる場合は、所有者等登録申請書及び空家情報登録リストをセンターに提出しなければならない。

(2) 登録事業者と利用希望者との登録物件に関する売買又は賃借に関する契約については、登録事業者が責任をもって行うものとし、市及びセンターは、直接これに関与しないものとする。

(3) 空家の所有者等に対し、空家バンクに登録するように勧めることができるものとする。

(4) 登録物件の仲介契約が成立したときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(5) 所有者等との仲介契約を更新したとき又は解除したときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(6) 所有者等登録申請書及び空家情報登録リストの記載事項に変更が生じたときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(7) センターと連携し、移住定住の促進を図るものとする。

(空家バンクの利用)

第12条 利用希望者が空家バンクを利用するときは、センターの窓口等で公開された登録事業者に直接交渉を申し込むものとする。

(守秘義務)

第13条 この要綱に基づく業務に従事している者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

大崎市空家バンク事業者登録申請書

申請日： 年 月 日

フリガナ 会社名		
住所		
代表者氏名		
電話番号		
Fax		
e-mail		
宅建免許番号	県知事免許若しくは国土交通省大臣免許を受けていることを証明する書類を添付	
主な活動地域	全域・古川・松山・三本木・鹿島台・岩出山・鳴子温泉・田尻	
会社紹介	80字以内	
事業者登録の 要件	いずれかに○印を記入	
大崎市空家バンク実施要綱に定める事項を理解かつ遵守し、積極的に協力します。	はい	いいえ
県内に事務所を置いています。	はい	いいえ
国税、地方税を完納しています。	はい	いいえ
暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配している等市長が特に不適格と認める者でない。	はい	いいえ
おおさき移住支援センターと連携し、移住促進を図ります。	はい	いいえ

申請者住所又は所在地

申請者 会社名

代表者名

印

- 【添付書類】
- 1 納税証明書
  - 2 宅建免許の写し

様式第2号（第7条関係）

大崎市空家バンク事業者登録簿

登録番号 年度	登録年月日	登録有効期限	会社名	住所	代表者名	宅建免許 番号	電話番号	HP アドレス
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日  
第 号

大崎市空家バンク事業者登録書

住所又は所在地

代表者名 様

電話番号

大崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった大崎市空家バンク事業者登録について、大崎市空家バンク実施要綱第7条の規定により、事業者登録簿に登録します。

有効期限 登録日 年 月 日から 年 月 日まで

登録番号 年度一 番



様式第4号（第9条関係）

第 年 月 日  
第 号

大崎市空家バンク事業者登録取消通知書

住所又は所在地

代表者名 様

電話番号

大崎市長 印

次のとおり事業者登録を取り消したので、大崎市空家バンク実施要綱第9条の規定により通知します。

登録番号	第 号
取消日	年 月 日
取消理由	

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

大崎市空家バンク事業者登取消届出書

大崎市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり事業者登録を取り消したいので、大崎市空家バンク実施要綱第 9 条の規定により届け出ます。

登録番号	第 号
取消理由	



様式第7号（第10条関係）

年 月 日

大崎市空家バンク登録完了書

様

おおさき移住支援センター長

年 月 日付けで申し込みのあった空家物件については、次のとおり登録を完了したので大崎市空家バンク実施要綱第10条の規定により、通知します。

記

- 1 物件管理番号                      物件管理番号 \_\_\_\_\_
- 2 登録日    年        月        日
- 3 登録内容    別添の空家情報登録リスト記載のとおり

様式第8号（第10条関係）

空家情報登録リスト

物件管理番号				申し込み年月日： 年 月 日	
1	物件の所在地	〒			
2	用途地域				
3	建築年月日	(築年数 年)			
4	空家になった時期				
5	お問合せ先 (登録事業者)	会社名			
		住 所			
		電話番号 Fax			
		E-mail			
建物の状況					
6	構 造		16	延床面積	1階
7	電 気				2階
8	水 道				合 計
9	ガ ス		17	間取り	
10	台 所		18	地 目	
11	風 呂		19	敷地面積	
12	トイレ		20	駐車場等	
13	下 水		21	物 置	
14	テレビ回線		22	法令上の制限	
15	インターネット環境		23	取引形態	1 売買可能 2 賃貸可能 3 売買・賃貸ともに可能
24	価格等	売却希望価格	万円	賃 料	万円/敷金 万円
25	特 徴 PR箇所				
26	その他				

間取り	外観 1 (写真)
	内観 1 (写真)
内観 2 (写真)	内観 3 (写真)

交通アクセス	
駅	
バス停	
病院	
小学校	
中学校	
スーパー	
コンビニ	

**【注意事項】**

※大崎市空家バンク登録申込書と併せて、センターへ提出願います。

※空家の間取り図，内観・外観が分かる写真の添付をお願いします。

※空家情報登録リストに添付できない場合は，任意の様式で写真の提出をお願いします。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第10条関係）